体重管理システム業務業者選定実施要領

1 目的

この要領は、体重管理システム業務の業者選定をするためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

体重管理システム業務

体重管理システムの目的は、市民の健康づくりのために蒲郡市が実施している「体重測定100日チャレンジ」を市民や企業、施設等に広げ、市全体で実施する際、参加者は体重の測定、記録、変化の確認などが行いやすく、管理者は集計や効果測定などが円滑に実施できることを目的としている。

「体重測定100日チャレンジ」とは、個人でできる身近な健康管理の手法として「体重測定」を取り上げ、100日間毎日体重を測定し経過を管理し適正体重と健康的な生活習慣を促すもので、市民や企業、施設、学校、健康増進施設等市全体へ広げ、町ぐるみで実施したいと考えている。

「体重測定100日チャレンジ」の参加の方法はWeb上のシステムを利用し、体重測定をパソコン上から入力するものと、紙の記録票で管理するものと2方法がありますが、本業務は、この2方法のうち、Webでの体重測定管理業務としている。

3 業務概要

(1) 業務内容

業務仕様書のとおり(別紙)

(2) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(3) 提案上限額

金3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

平成29年度の1ヵ年で完了するものとする。

次年度以降の契約金(継続費用)についても聞き取り、審査の対象とする。

4 参加資格要件

本企画提案に参加できるものは、次の条件のいずれにも該当するものとする

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが成されていない者であること。ただし、会

社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再 生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

- (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) プロポーザル参加時において、蒲郡市入札参加資格のあるものであり、指名 停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を 経過している者。
- (5) 本業務に関する実績・能力を有していること。
- (6) 受託時に前項(5)の実績・能力を有する担当者(複数名)を配置できること。
- (7) 平成28年度において、国税および地方税の滞納がないこと。

5 提出書類

(1)	アンケート(プロポーザル意思表明)様式 1	1 部
(2)	会社概要	1 部
(3)	企画提案書(次項6による)	1 部
(4)	業務工程表(※納品(予定)年月日を記載)	1 部
(5)	担当者経歴書(統括責任者、担当者の経歴、経験等)	1 部
(6)	実績表	1 部
	これまでに受託した健康に関するシステム作成管理業務の実績	
(7)	価格提案書	1 部
<u> </u>	提出期限・方法	

(1)は4月28日(金)必着(メール・FAX・郵送・持参可) (2)~(7)は5月12日(金)必着(郵送・持参)

- 6 企画提案書の作成及び留意事項
 - (1) 企画提案書の規格 書式、頁数については特に定めないものとする。
 - (2) 企画提案書の構成(以下の内容について、明瞭に記載すること)
 - ① 業務に対する基本的な考え方(目的等)
 - ② 業務の提案

ア 体重入力手法、表示内容、経過管理方法、入力中断防止や継続のための 工夫、楽しく実施する仕掛けの工夫

イ 市民データの集計方法(地区別、年齢別、男女別など)、評価・分析の 考え方と手法

- ③ 稼動環境、システム管理、データの市への提供について
- ④ 実施体制、役割分担、スケジュール
- ⑤ 次年度継続にあたっての考え方、必要経費(予算額)の提案
- ⑥ システムのメンテナンスに関すること

7 企画提案書の提出について

(1) 場所 : 蒲郡市市民福祉部健康推進課

〒443-0036 愛知県蒲郡市浜町4番地

TEL: 0533-67-1151 FAX: 0533-67-9101

- (2) 提出方法 : 持参または郵送とする
 - ※ 各期限までに提出がない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。
 - ※ 提出された提案資料等については返却しないものとする。

8 提案の無効

- (1) 提案者が審査会に対して二以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき
- (5) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 審査方法

- (1) 選定は、提出物が確認された業者による選考会(プレゼンテーション)を開催し、結果を選定委員によって総合的に審査、最適な委託業者1社を選出する。
- (2) 審査結果については、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知する。
- (3) 最終的に選定された業者に対して、ヒアリングを実施し決定する。交渉が不調に終った場合は、次点の業者と再度ヒアリングを行うものとする。
- (4) 審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じない。

10 選考会(プレゼンテーション)の実施

提出された企画提案書に基づき選考会を開催し、質疑応答を行う。プレゼンテーションを実施するにあたり、事前に提出した資料に追加がある場合は事前に申し出をするものとする。

- (1) 日 時 : 平成29年5月17日(水) (※時間は別途通知)
- (2) 開催場所 : 蒲郡市市民福祉部健康推進課(蒲郡市保健センター)
- (3) プレゼンテーションは、1社20分以内、質疑応答10分以内とし、全体で30分間を超えない範囲で順次個別に行うものとする。原則、時間厳守とするが、質疑応答の時間については状況に応じて事務局が延長を判断する。
- (4) プレゼンテーションの順番、時間については別途通知するものとする。
- (5) プレゼンテーション参加業者は、開始10分前に集合し、待機すること。
- (6) プレゼンテーション参加人数は特に定めない。
- (7) プレゼンテーションにおいてプロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。
- (8) プレゼンテーション時の評価者の情報についての事前公表は行わない。

(9) プレゼンテーション時の資料部数は、10部とする。

11 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等の返却はしない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しない。

12 選定のスケジュール

アンケート回答書	平成29年4月28日(金)
質問受付	平成29年4月10日(月) ~ 4月28日(金)
提案書等提出 (5(2)~(7)の書類)	平成29年5月12日(木) 午後5時まで
選考の実施(審査会) (プレゼンテーション方式)	平成29年5月17日(水) ※時間別途通知場所:蒲郡市保健センター
採用業者決定	平成29年5月22日(月)
業者ヒアリング	※日時別途通知
契約締結	平成29年5月末日予定 ※審査結果通知は書面にて速やかに通知

- (1) 提案書などの受付後、提出物内容について質疑等を行う場合があります。
- (2) 各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。

13 担当(連絡先)

蒲郡市市民福祉部健康推進課(担当 石黒・太田)

〒443-0036 愛知県蒲郡市浜町4番地

TEL: 0533-67-1151 FAX: 0533-67-9101

E-mail ishiguro-mikako@city.gamagori.lg.jp